



面には薄墨で先に書かれた文字があることがわかる。

「鶯」の冠が右下にぐっと延びていたり、「群」の偏と旁が下に配置されていたり、今とは若干異なる字体で書かれている文字があるのも興味深い。ちなみに、現在では左右に配置されるパーツが上下に並ぶ例はほかにもあり、たとえば弘法大師空海は、直筆の署名では「海」の字を、上に「毎」、下に「水」と書く字体で記している。

## 5 柁目材の木簡1 七言絶句を書いた木簡

(SD5100出土)

『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二一、四二頁上段(四七九)。  
以下、城二一四二上(四七九)のように略記。

(表) 山東「山カ」  
南落葉錦  
巖上巖下白雲深  
独对他郷菊花酒  
破淚漸慰失侶心

(裏) 明明白白  
白諸諸

長さ八九mm・幅七三mm・厚さ七mm ○一型式

完存する七言絶句を記す木簡。都を離れて一人秋の自然の中で失意を詠じる漢詩。菊花酒は、九月九日の重陽の節句の際に、菊の花を浮かべて飲む酒のこと。日本では、九月九日が天武天皇の忌日にあたるため、重陽の節句は大正二年(七〇二)に停止され、大同二年(八〇七)に再開されるまで公式には行われなかった。このため、中国の漢詩に出典がある可能性が未詳。日本の官人が、独自に詠んだ漢詩の可能性もある。

なお、5は木目と直交する方向に文字を書いている。帳簿類な

どによく見られる形式で、「横材木簡」とも呼ばれる。年輪と直行する方向に切り出した柁目材を用いており、非常に緻密な年輪が横方向に数多く走っている。

## 6 柁目材の木簡2 毎年の勤務評価に使われた木簡

(SD4100出土 宮五一六三八〇)

(表) 去上 位子従八位上伯祢廣地 年卅二  
河内国安宿郡

(裏)

長さ三九四mm・幅三一mm・厚さ一四mm ○一型式

河内国安宿郡(今の大阪府柏原市と羽曳野市の一部)に本貫地(戸籍の所在地)のある、三二歳の伯祢廣地という役人の勤務評価の木簡。類例の少ない、完全な形で残る勤務評価の木簡のひとつ。5と同じく柁目材を用いている。

律令制に基づく役人の勤務評価には、毎年の評価である考課(単に「考」ともいう)とその一定年数分の積み重ねによる位階昇進の評価である選叙(単に「選」ともいう)の二種類があり、これは考課木簡の例。いずれも役人一人ずつの個人カードの体裁をとるのが特徴である。

また、勤務評価の木簡は、考課・選叙どちらの場合も側面に貫通する孔があるのが普通。個人カードの木簡を多数横に並べ、紐を通して順序を固定するための工夫である。この木簡の場合は、上端から六四mmのオモテ面に近い位置に孔があいている。径は約五mm。焼け火箸状のものであけた痕跡があり、また右側面から孔をあけたらしく、左に向かって孔の径が小さくなる。ウラ面中央には、途切れているが木簡を横切る太い墨線がある。同種の木簡を並べ、それら全体に線を引いたものか。

「去上」は去年の評価が三段階評価(上・中・下)の上等であったことを示す。年齢・本貫地を割り書きにする。去年の評価

の左側には「今〇」と今年の評価を書き込むための空白、また年齢・本貫地の下には今年の上日数（出勤日数）を書き込むための空白がある。前年の評価など今年の資料がなくてもわかる部分は先に書いておいて、出勤日数や決定した評価が追記されるのである。理由はわからないが、6は今年の情報を書き込む前に、再利用されることもなく廃棄された。孔がオモテ面に近い位置にあることは、何度か削って使用されたことを示す。

「位子」は、六位から八位までの役人の嫡子（実際には庶子も含む）。才能に応じてさらに試験を行った上で、大舍人（天皇の従者）・兵衛（天皇を守護し行幸に従う兵士。夜は京内の夜警も担当）・使部（諸司の雑役に従事）などに任じられた。「従八位上」は、三〇階ある位階のうち下から六番目にあたる。伯祢氏は中国系の渡来系氏族で、河内国安宿郡に本拠地をもつ氏族として見える（『新撰姓氏録』）。

9 榎目材の荷札1 駿河国からのカツオの荷札1

(SD4100出土。宮五―七九〇―)

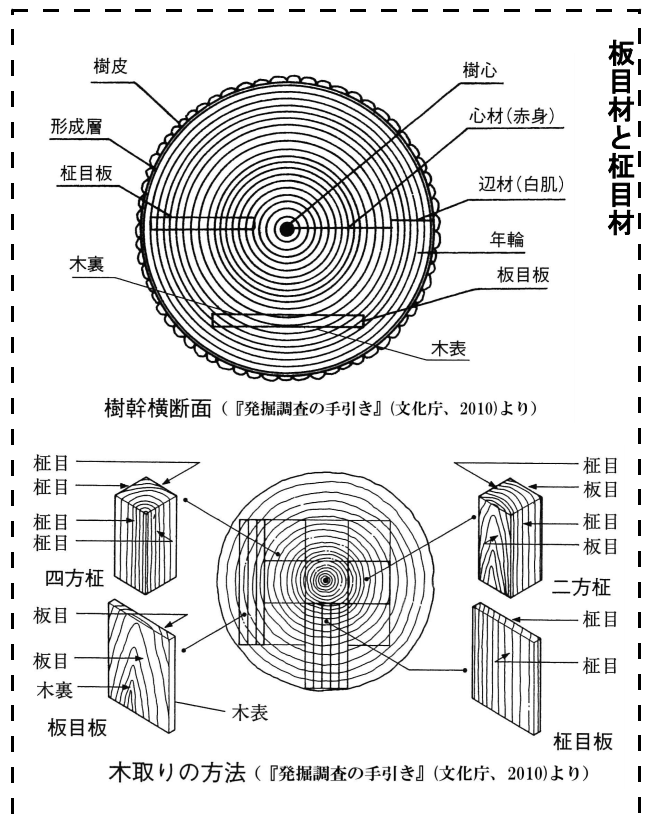
(表) 駿河国駿河郡古家郷戸主春日部与麻呂調煮堅魚捌斤伍両  
 (裏) 天平寶字四年十月専当 国司掾従六位下大伴宿祢益人  
 郡司大領外正六位□生部直□□理  
 [上カ] [信陀]

長さ二〇五mm・幅三三mm・厚三mm ○三二型式

駿河国駿河郡古家郷（今の静岡県沼津市原付近か）から調として納められた「煮堅魚」の荷札。オモテ面の「春日部与麻呂」は調の貢進者。ウラ面の「専当」は担当の意味で、ここでは調の納税業務および都への貢進を担当した国司・郡司を指す。専当官名を記す荷札は珍しく、9の他には数例が知られるのみ（城一九―二一上（二八五）、城三二―二一上（六三）など）。

「捌斤伍両」は、約五・六kg。賦役令の規定によると、正丁

板目材と榎目材



（令制では二一〜六〇歳の男子）一人あたりの煮堅魚の貢進量は二五斤（賦役令1調絹絶条）。これは小斤での数量で、大斤に換算するとおおよそ八斤五両となる。数量表記に「捌」「伍」のような大字（主に正式な公文書などで用いられる画数の多い漢数字。「壹」「貳」「参」「肆」など）が使われているのも、荷札木簡にはあまり見られない特徴。専当官名を記す荷札の多くが貢納数量を大字で表記する。

裏面の郡司大領生部直信陀理は、天平十年度（七三八）駿



## 柱目材の荷札 4 越前国からの大豆の荷札

(SD3154 出土。宮二二七四一)

### 越前国坂井郡大豆一半

長さ一八八mm・幅二二mm・厚さ四mm ○五一型式

越前国坂井郡（今の福井県坂井市・あわら市付近）からのダイズ（大豆）の荷札。「一半」は一・五ではなく半分（〇・五）の意味。別遺構からの出土ではあるが、越前国坂井郡からの荷札には品目を単に「俵」とのみ記すものがあり（宮二二一九〇・二二一九一、いずれも内裏東大溝SD2700からの出土）、宮二二一九一には12と同じ「一半」の記載がある。また、「大豆五俵」と記す文書（天平宝字五年（七六一）檜皮葺蔵収納雑物検注文、『大日本古文书』（編年）二五卷三〇四頁）から、ダイズは俵に詰めて保管することもあったことが知られる。あるいは12のダイズも俵入りの状態で、その俵が標準の半分のサイズまたは容量であったということかもしれない。

製造を担当しており、諸国から貢進される一方、宮内でも製造していたらしい。延喜大膳職式下造雑物法条には、豉の原料として大豆のほかに海藻がみえる。贅として貢進されている例があることや（宮一四〇四・四〇六）、正倉院文書により末醬よりも高価であったことが知られるから、高級調味料だったといえるだろう。

贅と記さない豉の荷札は、11のように国名＋「豉」＋数量という簡略な書式のものばかりである。また、貢進量は一斗から四斗まで認められるが、量に関わらず、そのほとんどが長さ一〇cm前後と小型である。ちなみに、11はSD5100出土で二条大路木簡のひとつだが、SD5100からは11とまったく同文の荷札がもう一点出土している（城三〇一七上（三二二））。こちらも、長さ9cmと小型である。

12は、短冊状の材の上下いずれか一端を尖らせた〇五一型式に分類されている。〇五一型式は、俵に詰められることも多い米の荷札によくみられる形状である。だが、確かに左右両辺は下に向かってゆるやかに細くなるよう削られているが、下端は尖るといふより丸みを帯びた弧状を呈している。典型的な〇五一型式とはやや異なる形状と言えるかもしれない。なお、宮二二一九〇は12と非常に似たカタチをしている。

正倉院文書中には「大豆」が散見し、「醬大豆」や「生大豆」なども認められる（神護景雲四年（770）奉写一切経所告朔解、『大日本古文书』（編年）六卷九五・九八頁ほか）。延喜大膳職式下造雑物法条によれば、「醬大豆」は末醬（今日の味噌の原形とされる調味料）の原料。「生大豆」は、まだ青く未成熟なうちに収穫したダイズ（＝枝豆）であろう。

さらに『延喜式』を参照すると、民部省式下交易雑物条には近江（今の滋賀県）以下の一三方国に交易雑物としての「大豆」や「醬大豆」などの貢進が規定されている。貢進者名を記さない12のダイズも、交易雑物として納められたものかもしれない（ただし、延喜式制では越前国にはダイズの貢納は課されていない）。荷札からは、越前の他に近江（城二二一三三上（三二七））、但馬（今の兵庫県北部、『藤原宮木簡三』一一七三号）、播磨（今の兵庫県西南部、城一七一五上（二〇〇））、美作（今の岡山県北部、城一五一二上（四二））、阿波（今の徳島県、城一五一三〇上（一九四））、伊予（今の愛媛県、『藤原宮木簡三』一六四六号）といった国々からダイズが送られていたことが知られる（越前以外は、いずれも延喜式制のダイズ貢進国に含まれる）。大膳職式下造雑物法条には「熬大豆粉」がみえ、熬つて粉末状にしてから食用に供されることもあったようである。内膳司式にはダイズの栽培法に関する規定も存する（耕種園圃条）。

また、延喜大膳職式下仁王会料条には「白大豆」「黒大豆」の双方がみえ、いわゆるダイズとクロマメとが区別されていた様子が見られる。なお、「黒大豆」（クロマメ）は薬物としても用いられたらしい（典薬寮式河内年料雑薬条）。

## 木簡のカタチをとらえる

### 17 木簡と三次元計測1 僧の座に敷くムシロの付札

(SD5300出土。京三一四九八二)

#### 0 僧坐席

長さ五二mm・幅二二mm・厚さ五mm ○三二型式

二条大路木簡で、僧の座に敷く「席」(ムシロ)の付札。上端の右辺にのみ切り込みが施され、加えて穿たれた小さな孔が上に向かって抜けてしまっているという、非常に珍しい形状をしている。はじめは孔に紐を通して括りつけていたものの、破損したため、切り込みを設けて取り付け方法を変更したのである。あるいは、当初は通常どおり左右一対の切り込みを施そうとしていたものが、途中で何らかの理由により穿孔に変更され、使用する間に孔が抜けて廃棄されたのかもしれない。三次元計測技術を用いれば、微細な形状まで精確かつ簡便に把握・記録でき、それをデータとして共有できる。

なお、3Dプリンター出力品①は十年ほど前の三次元レーザースキャナーで計測したデータによるものだが、よく見ると、表面が文字の形にわずかに凹んでいる。これは、実物には存在しない凹みである。黒い墨色に反応したためと推測されるが、原因はまだよくわかっていない。木簡の三次元計測に潜む技術的課題が顕在化した現象といえる。ちなみに、出力品②とカラー出力品は、ともに複数のデジタル画像を解析して三次元モデルを構築するフォトグラメトリ(SfM/MVS)と呼ばれる技術で計測したデータによるものだが、こちらでは表面の文字形の凹み現象を回避できた。どうやら、木簡の三次元計測にはフォトグラメトリ技術の方が相性が良いようである。

### 18 木簡と三次元計測2 刻書のある題籤軸

(SD5300出土。京三一五〇〇一)

#### 天(刻書)

長さ(七三)mm・幅二五mm・厚さ六mm ○六一型式

二条大路木簡。細い部分に紙の文書を巻き付けて巻物に仕立て、頭の幅広の部分に文書のタイトルを記す、いわゆる題籤軸である。ただし、18には墨書はなく、「天」の一字が刻まれている。「墨書を有する出土木片」が木簡の定義だが、刻書や朱書を持つものも、便宜的に木簡に含めている。

題籤軸は、18のように軸部分が折れて欠失した状態で見つけることが多い。もともと弱く折れやすい部分ということもあるだろうが、あるいは文書が不要になった際にあえて題籤部分を折り取って廃棄しているのかもしれない。

3Dプリンター出力品①は十年ほど前の三次元レーザースキャナーで計測したデータによるもので、二〇一四年の地下の正倉院展「木簡を科学する」でも出品したものである。残念ながら、こちらでは刻書部分があまり上手く再現されていない。一方、出力品②とカラー出力品は、複数のデジタル画像を解析して三次元モデルを構築するフォトグラメトリ(SfM/MVS)と呼ばれる技術で今回新たに計測したデータによるものであり、こちらでは刻書部分もかなり実物に忠実に再現することができた。ただし、これが両者のデータの精度に由来するものか、それともプリンターの性能に基づくものかは未確認である。木簡の三次元計測には課題も多く存するが、それは同時に、向上の余地が多分に残されていることも意味する。

○21 特徴的な形状の木簡1 案麻郡司が手紙を進上した際の封緘木簡

(SD 4750 出土。京二一二三三七)

(表) 案麻郡司進上

(裏) 封

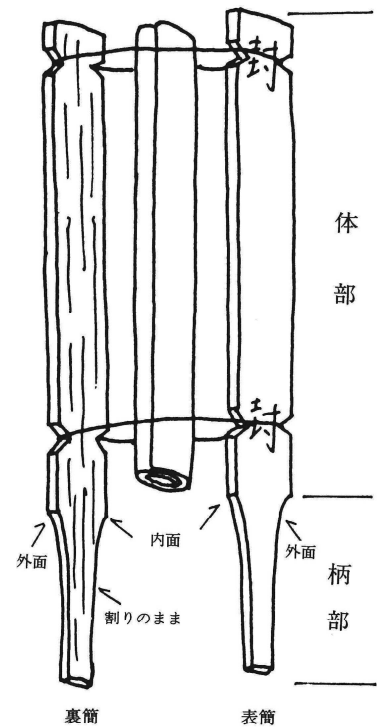
□ [印カ]

長さ(一七二)mm・幅二八mm・厚さ七mm ○三二型式

封緘木簡。羽子板状に加工した板を上(幅が広い方)から幅が狭まるあたりまで二枚に剥いで、その間に紙の文書を挟む。挟んだ部分を紐状のもので縛り、その上から「封」「印」などの文字を記し、封緘して用いることから、封緘木簡という。紐を掛ける場所には、切り込みを施すことが多い。開封時は、封緘している紐を外すほか、剥いている部分を割り箸を割るよう開ききつて破壊し、再利用等を防いでいる。木簡には、内容物に関わる文字が記されることもある。

封緘木簡では、二枚に剥ぐ際、原則として内面部分には調整などを施さず、あえてそのままに留めておく。すると、削り整えた外面とは平滑さが大きく異なることとなる。三次元計測手法を確立し、この平滑さを数値化できるようになれば、内・外面の差異を定量的に把握できるようになるだろう。さらには、二枚に分かれて出土した簡が、元は一つの封緘であったと推定するための指標を提示できるようになる可能性も見込みうる。

21は長屋王家木簡で、某国案麻郡司からの文書の進上に用いられたもの。長屋王家が国司を介さず直接在地社会とつながりを持つていたことを示す事例である。案麻郡の候補としては、尾張国海部郡(今の愛知県西部、ほぼ愛西市・弥富市から名古屋西部にかけての地域)や隠岐国海部郡(今の島根県隠岐郡海士町)が考えられる。開封時に剥ぎ取った部分が完全に折れたものとみられ、本来は下に持ち手(幅が狭まった部分)がつながっていたであろう。



封緘木簡模式図

佐藤信「封緘木簡考」

(『日本古代の宮都と木簡』

吉川弘文館、1997年)より

22 特徴的な形状の木簡2 出羽国の郡司考状帳の軸

(SD 11640 出土。宮六一九八八三)

□ [状帳カ]

(木口)出羽国郡司考

(木口)神亀五年

長さ二九五mm・径一六mm ○六一型式

完形の棒軸。両木口の外周に沿って、この軸に巻かれていた文書が何であるかを時計廻りに記す。文字はきわめて小さい。一方の木口に文書の内容を記し、もう一方には年紀を記す。神亀五年は七二八年。側面の削りはやや粗く、完全な円柱状ではなく若干面が残る。「考状帳」は、考課(毎年の勤務評定)の実績を具体的に記した文書。出羽国(今の山形県および秋田県)の各郡の郡司に関するものを一巻の巻物にし(国で清書し直している可能性がある)、式部省に報告した際の軸であろう。

### 23 特徴的な形状の木簡3 肥後国の兵士歴名帳の軸

(SD11640出土。宮六一九八八四)

(木口) 肥後国第三益城軍団養老七年兵士歴名帳

(木口) 肥後国第三益城軍団養老七年兵士歴名帳

長さ三二〇mm・径二二mm ○六一型式

断面円形に精巧に加工された完形の棒軸。中央部がやや細く、心持ち撥型を呈する。両木口の外周に沿って、軸に巻かれていた文書名を時計廻りに記す。文字はきわめて小さく、丁寧な楷書である。本来は両端とも同文を書くつもりだったのだろうが、一端は「養老七年」の「老」を書き落としている。養老七年は七二三年。「養老」は、元正天皇が行幸した美濃国(今の岐阜県南部)の多度山の美泉にちなんだ年号で、霊龜三年(七一七)十一月一七日に改元した。

「肥後国第三益城軍団」は、肥後国(今の熊本県)の第三番目の軍団である益城軍団の意か。肥後国には益城郡があり、おおよそ今の上益城郡・下益城郡に相当する。「歴名帳」は、人名を列記した帳簿。つまりこの軸に巻かれていたのは、養老七年時点で益城軍団に所属していた兵士の名簿である。養老令の規定によれば、諸国はこのような兵士の名簿を毎年作成し、兵部省に提出する決まりであった(軍防令14兵士以上条)。

23は丹念に作り込まれた優品で、側面も非常に滑らかに削られている。22と比べると違いは歴然だが、その差を客観的に示すのは意外と難しい。だが、三次元計測を行い、表面情報を数値化すれば、両者の差異を定量的に表すこともできるかもしれない。

### 木簡のウラをよむ

#### 26 「螺」と記された木簡1 隠伎国からのサザエの荷札

(SD5300出土。城二四一二九下(三〇三))

隠伎国海部郡 御宅郷弟野里日下部小竹 天平七年  
調螺 六斤

長さ一八八mm・幅二六mm・厚さ二mm ○三二型式

隠伎国海部郡(今の島根県隠岐郡海士町)からの「螺」(サザエ)の荷札。サザエの荷札は、隠伎国からのものが三点みつかった。数少ない。現在、隠岐の名産としてサザエが知られることからすると意外であり、調物の品目が単純に「たくさん獲れる名産品」ではなく、さまざまな政治的・社会的背景を持つていることを示す現象とみることができよう。

さて、26は文字の割り付けがやや奇異である。隠伎国の荷札では、国郡名までを中央に書き、郷名以下を割書で記すことは普遍的に認められる。年紀は左行に書かれる場合と、中央に書かれる場合がある。26は、こうした点は通常の隠伎国荷札と共通するが、割書の右行の字間が詰まっておらず、それでも収まらず年紀と重なりかけている。一方、割書左行はゆったり大きな文字で書いている。文字の大きさは、国郡名・割書左行・年紀がほぼ同じである。こうしたことから、この三つの部分を先にまとめて書いた後、割書右行の郷名・里名・人名を後から書き込んだものと推測される。貢納品の割り当てや荷札木簡作製において、郡が主体的な役割を果たしていた様子や、品目・数量が重要であり、貢納者はそれらに「当てはめた」様子を見出すことができるであろう。

こうした視点であらためて隠伎国の荷札を通覧すると、割書左行が税目十品目十数量(十年紀)というものが多数を占める。こ



30 西大寺食堂院の木簡1 ナスやウリなどを記した帳簿木簡

(SE950出土。城三八一―一七下(五〇))

(表) 四斗五升茄九石 二斗一升知  斗  瓜  一石五斗五升干瓜  
 九日升五合  漬

(裏) 「」代目  寺廻  
 日  廿  目  安  信  可  如  信  料  散  寺  
 肆  升  飯

長さ三三九mm・幅二八mm・厚き四mm ○一―一型式

オモチ面は蔬菜そさいまたはその加工品の数量を列挙したメモとみられる。冒頭の「四斗五升」の品目が見えないこと、文字の間隔と意味のまとまりが一致していないことなど、かなり大雑把な印象を受ける。

「茄」はナス。「子」字を書き落としたか。続く「知」ではじま

27 「宇尔」と記された木簡1 ウニの付札(?)

(SD4750出土。城二七一―二二下(三四〇))

宇尔六

長さ(六九)mm・幅二三mm・厚き五mm ○三九型式

ウニの付札か。ウニの木簡では「蕨甲羸」等の表記を用いる事例も多い。律令法に基づく貢納の場合は賦役令ふやくりようの用字法と同じ「蕨甲羸」等の表記を用い、それ以外ではしばしば借音表記の「宇尔」が用いられたようである。こうした法令と用字法の関係は他の品目でも広く見られる現象であり、古代人の文字に対する規範意識の一端をみることができる。

る蔬菜は不詳。知佐(萵苣、チシヤ)が思い浮かぶが、残画は左やその他「さ」の万葉仮名では解釈しがたい。「木瓜」は、もけ(今のボケ)。『和名類聚抄』に、木瓜の実わみやうるいしけうしやうは小瓜のごときものという説明がある。「干瓜」は文字通り干したウリのことか。ウリは生食や漬物にして食べることが多いためか、干しウリが史

料に現れるのは珍しい。

ウラ面は、飯の支給に関わる文書である。オモテ面とは天地逆に書かれている。内容は完結しており、こちらが本来の記述である可能性がある。

「肆」は四の大字（大字については9を参照）。井戸SE950からは他にも飯支給木簡が複数見つかっているが、判読できるものはいずれも大字を用いている。四升は今の一升八合、約三・二〇。用途は「寺廻散料」とあり、寺の周囲に散米（さんまい）をすることか。散米は、邪気を払い清めるために米を撒く作法。「飯」は、厳密には炊いた米のことを指すが、用途からみて、ここでは炊飯していない生の米を指すとみられる。二行目の「信如」「安豊」「慈登」は、本人たちのサイン。他の部分とは異なり大ぶりの文字で、信如・安豊は墨の色も濃い。

西大寺食堂院の井戸SE950の井戸枠内からは、ナス属の種子が七〇〇点弱出土した。特に30を含む木簡が多く出土したd層からは、そのうち五〇〇点弱がまとまって出土している。

### 31 西大寺食堂院の木簡2 サヤササゲ(?)の付札

(SE950出土。城三八一九上七五)

〔夾カ〕

(表) □角豆二百五十二枝

(裏) 三中取

長さ一三四mm・幅一〇mm・厚さ四mm ○五一型式

ササゲの若莢（＝「夾カ」）を食用とするサヤササゲの付札か。ササゲは、莢ごと食べる場合は「莢角豆」「青（大）角豆」「生（大）角豆」などと書き、東・把で数える。31のように枝で数える例は他に見えない。

一方、莢の中の豆を食べる場合は石・斗・升・合といった容積の単位で数える。このときは単に「大角豆」と書く。単なる「大角豆」を把で数える例もあるが（2期展示33など）、「莢」「青」

「生」を省略したもので、サヤササゲと考えられる。把で数える大角豆の木簡は現在二点が知られるが、いずれも送り状である。現物とセットで動いていたため、ササゲ豆と混同するおそれはなく、省略しても問題はなかったのだろう。

ウラ面の「三中取」はオモテ面と筆跡に顕著な違いが認められず、一連の記載と思われるが、意味不詳。

### 32 西大寺食堂院の木簡3 ウリの漬物の付札

(SE950出土。城三八一九上七六)

醬漬瓜六斗

長さ一三二mm・幅一八mm・厚さ二mm ○三三型式

醬漬（ひしお）けの瓜（マクワウリの類）の付札。漬物の容器に括り付けられていたとみられる。六斗は今の二斗七升、約四八・七〇。

醬は、現在の醤油の原形となる調味料。『延喜式』によると、醬漬瓜九斗を作るには、塩・醬・滓（かす）・醬それぞれ一斗九升八合が必要であった（内膳司式漬年料雑菜条）。復元実験からは、塩漬けの瓜が一週間も保たなかったのに対して、醬漬けの瓜は二カ月以上の長期保存が可能であったと報告されている。

西大寺食堂院の井戸SE950の井戸枠内からは、マクワウリを含むメロン仲間の種子が八万点超と多量に出土している。

下端は左右から緩やかな弧を描くように削り尖らせているが、よく見るとやや左右非対称で、稜も若干残る。また、オモテ面の右下部と下端には削り残しの段がついている。ウラ面も、オモテ面に比べると調整が粗めで、あるいは割ったままの可能性もある。

切り込みより上部の欠失以外は原形を保ち、一見均整の取れた形状のようであるが、仔細に眺めると加工の粗さも目立つ。

## 木簡を複製する

### 36 直書き手法のレプリカと木簡1 「鷹所」所属の人物を列記した木簡

(SD5300出土。城二四一八上(二二九))

(表) 鷹所 菌部伊賀麻呂 雪牛養  
凡人足 鳥取咋麻呂  
(裏) 雲国足 并五人

長さ二〇三mm・幅三二mm・厚さ五mm ○三二型式

二条大路木簡。「鷹所」に所属する人物を列記する。「雪」や「雲」といった珍しいウジ名もみえる。木簡は、中・下級官人の人名の宝庫である。

鷹所は、鷹の飼育を担当する部署。令制では兵部省被管に主鷹司しゅとうしがあり、鷹戸たかかへという品部しなべ(特別な職種を請け負う氏族・集団)も置かれていた。36は二条大路北辺の濠状遺構SD5300より出土したもので、その西端部からは北側の平城京左京二条二坊五坪に藤原麻呂邸ふじわらのまろの存在を推定する根拠となった藤原麻呂の家政機関に関わる一群の木簡が見つかっている。当時、麻呂は兵部卿であるから、36の鷹所も兵部省所管の主鷹司の一部署だった可能性がある。しかし、36は衛府の兵士の警備分担を示す門号木簡などと一連とみられるため、光明皇后の皇后宮に関わる施設と考えられている。

SD5300からは、平城京内の行政を担当する京職きやうしきが鼠ねずみを進上していたことを示す木簡も多数見つかっている(城二四一

八上(三三三)・(三七七)、同下(三九九)・(四〇〇)など)。出土当初は天平びとが鼠を食用としていた可能性も取り沙汰されたが、現在では鷹狩り用の鷹の餌と考えられており、36はその説を支持する有力な根拠となる。

まるで瓶びんのような不思議なかたちをしているが、本来は上部に切り込みがあり、それより上が割れて欠失しているのである。切り込み部分はどうしても強度が低くなり、このように欠損する例は多い。なお、「鷹所」と記された木簡は他にも数点出土しているが(京三一四七〇五など)、36のように切り込みをもつものはない。なかみは文書、かたちは荷札で、使用法には不明な部分も残る。木簡研究の難しさを示す一例であるが、二条大路木簡には、類例が少ない荷札の削屑くずも含まれているから(城三〇一三二中(二〇四四)ほか)、荷札を再利用した木簡の可能性も充分考えられるだろう。

36のレプリカは、書家が材に文字を直接書き付ける手法で作られている。筆の動きや流れ、勢いを再現するには最も優れた作り方といえるかもしれない。ただし、古代と現代とでは書きぶりはもちろん、筆や墨などの道具も異なるため、古代の文字を正確に再現するには相応の技量が求められる。

## 〇38

### 写真を焼き付けたレプリカと木簡1

牛乳を持ってきた人への米支給の伝票木簡

(SD4750出土。京一一三二二)

(表) 牛乳持参人米七合五勺受丙万呂九月十五日 〇  
(裏) 大嶋書吏 〇

長さ二五二mm・幅二二mm・厚さ六mm ○一一型式

長屋王邸に牛乳を運んだ人に対し、米を支給した際の伝票木簡。牛乳を飲んだ可能性もあるが、「牛乳煎人」への米支給の伝票木



## 木簡を守り伝える

### 42 再処理を施した木簡1 「建物名十鑑」を列記した木簡

(SD5100出土。城二―一六上(二〇八))

殿東殿器鑑

南西瓦蓋殿鑑

北檜蓋殿鑑

南細殿外方鑑

長さ七八mm・幅六七mm・厚さ七mm ○一型式

二条大路木簡。鑑は門を開けるためのカギのこと。「建物十鑑」は各建物のカギを指す。カギの名を列記しているが、カギを括り付ける孔も開けられていないため、キーホルダーとは考えにくい。カギの整理・保管の作業に関わる木簡か、キーホルダー作成の準備作業の木簡などの可能性が想定できよう。

「殿東殿器鑑」は、東器殿(東方の土器を収納する建物)のカギ、「南西瓦蓋殿鑑」は南西方の瓦葺きの殿舎のカギ、「北檜蓋殿鑑」は北方の檜皮葺きの殿舎のカギ、「南細殿外方鑑」は南方の細殿の外側のカギのことであろう。多くの建物に関連するカギが存在し、その多くのカギの管理が行われていた様子をうかがうことができよう。

### 43 再処理を施した木簡2 駿河国からのカツオの荷札2

(SD5100出土。城二―二四上(二四〇))

(表) 駿河国駿河郡古家郷猪津里戸金刺舎人部大人戸金  
|| 刺舎□□万呂

(裏) 調荒堅魚七連九節 天平□年十月

長さ三四八mm・幅三二mm・厚さ四mm ○三型式

駿河国からの調荒堅魚の荷札木簡。駿河郡古家郷猪津里は今の静岡県沼津市原付近とされ、荒堅魚は今日の鰹節の原形、あるいは干物の類と考えられている(9も参照)。

荒堅魚の荷札は大型のものが多く、伊豆国(今の静岡県の伊豆地方)では特にその傾向が強い。駿河国はやや小型のものが目立つが、43は伊豆国に負けない大型の木簡である。ただし、記載方法は駿河国特有のものである。伊豆国では一点の荷札に荒堅魚の重量と形状を記すが、駿河では二点の荷札を用意し、片方に重量を、もう片方に形状を記す。43は形状を記した方の木簡である。したがって、ほぼ同じ記載内容で「七連九節」の部分を「十一斤十両」と記した木簡も作成され、利用されたはずである。

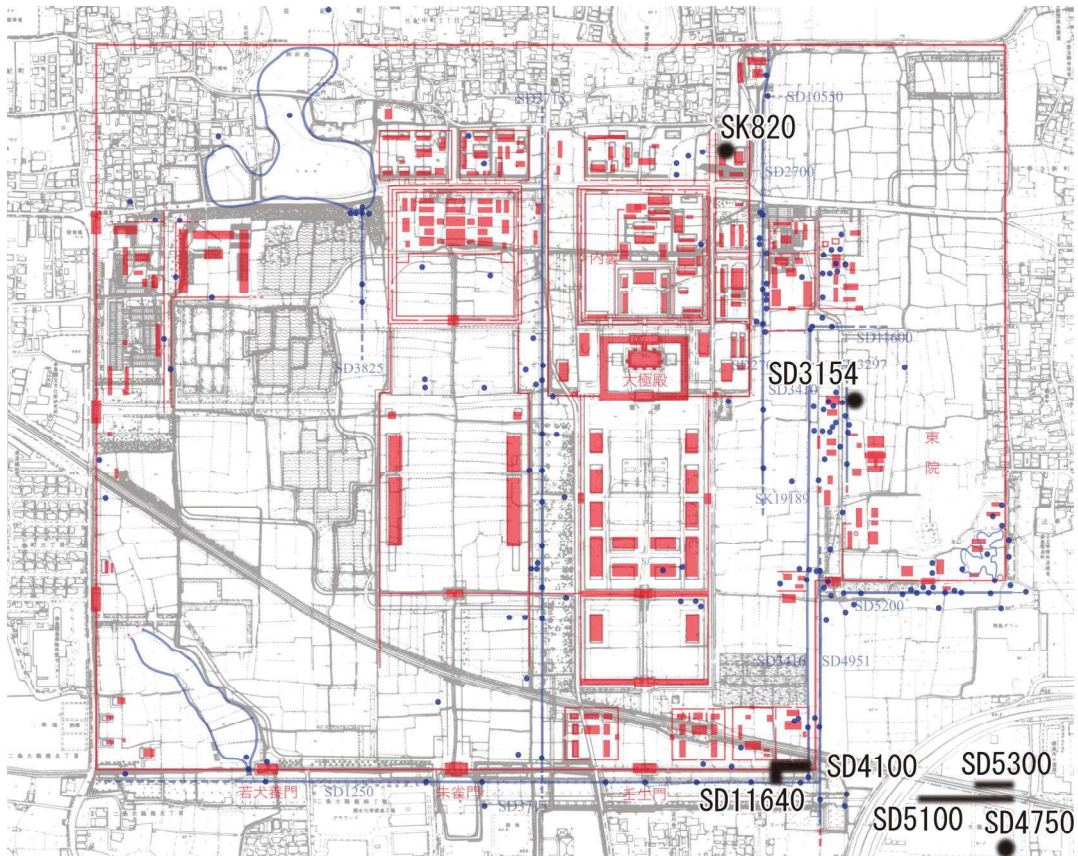
## 【木簡が見つかった遺構】

**SD5300** (展示番号1、17、18、26、36) 二条大路木簡 一九八九年  
 平城京左京三条二坊八坪(光明皇后宮・旧長屋王邸)と二条二坊五坪(藤原麻呂邸)の間の二条大路上の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、藤原麻呂邸南門前から東に二条大路北端に沿って延びる遺構。幅二・七m、深さ一・三m。総延長は約五八m。西端の門前から、藤原麻呂の家政機関に関わる木簡が集中して見つかった。木簡は、約三万五千点(うち削屑約二万九千点)が出土した。

**SD4100** (展示番号2、6、9) 一九六六年  
 平城宮東南隅の南面大垣内側を東に流れる東西溝。幅最大六m、最大深さ一m。東面大垣内側の南北溝SD3410に合流する。木簡は、式部省の勤務評価に関わる削屑が大半で、養老・神龜年間(七一七〜七二九)から宝龜元年(七七〇)のものまでを含むが、養老・神龜年間のものには南面大垣を横断する南北溝SD11640と一連の遺物とみられ、東西溝SD4100の木簡は基本的に宝龜元年頃に一括して投棄されたとみられる。なお、宝龜年間(七七〇〜七八一)頃に北側に移転してきたとみられる神祇官関連木簡もわずかに含まれる。木簡は約一万三千点(うち削屑約一万二千点)出土した。

**SD5100** (展示番号5、11、42、43)  
 二条大路木簡 一九八八・八九年  
 平城京左京三条二坊八坪(光明皇后宮・旧長屋王邸)と二条二坊五坪(藤原麻呂邸)の間の二条大路上の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、皇后宮の北門から八坪北辺築地堀に沿って二条大路南端に掘られた遺構。幅二・六m、深さ〇・九m。総延長約一二〇m。木簡は、約三万八千点(うち削屑約三万一千点)が出土した。

**SK820** (展示番号10) 国宝 一九六三年  
 内裏の北東に位置する北外郭官衙西辺に掘られた方形のゴミ捨て穴。



平城宮および周辺木簡出土地点図 [● 木簡出土地  
 ● 今期展示する木簡の出土地]

一辺約四m、深さ約二・三m。天平十七（七四五）年の平城遷都後のこの地域の再整備に関わるゴミを投棄した土坑で、天平十九（七四七）年頃に埋められたとみられる。木簡は、約一八〇〇点が出土した（うち削屑約一〇〇〇点）。平城宮跡で最初に千点規模の木簡群が見つかった遺構である。出土木簡は、平城宮跡内裏北外郭官衙出土木簡として二〇〇七年に重要文化財に、さらに二〇一七年に平城宮跡出土木簡の一部として国宝に指定された。

**SD3154**（展示番号12）

一九六五年

東院西辺北部を北東から南西に斜行して流れる素掘りの溝。幅一・四m、深さは約〇・四m。西端で素掘りの南北溝SD3155に接続し南流する。木簡は、四一点（うち削屑三三点）が出土した。

**SD4750**（展示番号21、27、38）

21・38は重要文化財

長屋王家木簡 一九八八・八九年

平城京左京三条二坊一・二・七・八坪で見つかった左大臣長屋王の邸宅のうち、八坪東南隅に東面築地塀の内側に沿って掘られた南北溝状のゴミ捨て土坑。幅三m、深さ一m。総延長は約二七・三m。平城遷都からまもない時期の、貴族の家政機関の資料という他に類例のない木簡が出土した。長屋王が式部卿を務めていた霊龜二年（七一六）後半の、邸内における米支給の伝票木簡を主体とする。木簡は、約三万五千点（うち削屑約二万九千点）が出土した。二〇二〇年、このうちの一部が重要文化財に指定された。

**SD11640**（展示番号22、23）

一九八四年

平城宮南面大垣東端から西に五〇mの位置で、南面大垣を横断する幅三・五m、深さ〇・八mの南北溝。北端は大垣内側の東西溝SD4100に接続し、南面大垣を抜けたあと、二条大路北側溝SD1250に合流する。溝の埋土の上に大垣本体が築かれているが、暗渠などの痕跡はない。木簡は一一七一点（うち削屑一〇三〇点）が出土した。霊龜二年（七一六）から神龜五年（七二八）までの年紀のある木簡を含み、神

